

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2007～2010

課題番号：19510264

研究課題名(和文) タイにおける外国人労働者の移動・労働・生活

研究課題名(英文) Migration, Labor and Life of Adjacent Countries Laborers in Thailand

研究代表者

北原 淳(KITAHARA ATSUSHI)

龍谷大学・経済学部・教授

研究者番号：30107916

研究成果の概要(和文): タイのミャンマーとの国境県の広域調査をふまえて、ミャンマー労働者が集中するターク県を対象に選び、各業種におけるミャンマー労働者の移動、労働、生活状態についての調査を行った。先行調査研究は繊維関係の工場労働者に集中しているので、これ以外の業種として、農業、建設、商業等を選んで、それらの分野の労働者についても調査研究を行った。手法として調査票とフリー・インタビューを併用した。産業構造の点では、ターク県はタイでは有数の繊維産業の集積地であるが、これは、ミャンマーから流入する低賃金労働者を求めて、外国、タイの工場がバンコク周辺からこの国境県に移転したためである。基本的には、賃金支払い制度は出来高払いである。労働条件が相対的に良いのは工業省への登録工場であるが、現地には工業省への未登録の工場・作業所も多く、そこでは労働者の労働条件はより厳しい事例が多いもようである。国境県の農業は、平地水田、山地畑地ともに、ミャンマー人、カレン人が農作業を行い、彼らは農地の中の掘立住宅に住み、タイ人農民は自らは全く農作業はせず、彼らの労働の統制・監視役に徹する。建設労働、商店、等の労働もほぼ同様の状況にあり、タイ人労働者は統制・監督役である。ミャンマー人労働者の法的立場は、入局管理法の上では不法であり、パスポートも持たないが、労働法の上では、タイ政府の特別措置によって半合法的であり、特定年月によって異なる各種の労働許可証を所持する。

研究成果の概要(英文): By the first year's broad survey in the border provinces between Thailand and Burma, we selected Tak province as the main target of intensive labor survey after the second year survey.

As most of all other precedent survey researches are intensified into those of fiber factory laborers, we decided to add such other kinds of works as agriculture, construction and saleswomen. We tried to use both survey methods of questionnaire and free interview. The background of cluster formation of fiber industries in this border Tak province is the transfer and migration of big scale factories from the Bangkok metropolitan areas to this place, in order to employ the lower wage workers from the Burma side. The basic wage payment depends upon the piece work. The legal factories of big scale, which have registered to the Industry Ministry, are comparatively better working conditions, but many illegal factories and workshops of small scale, which have not registered there, are rather in the harder working conditions. All of the agriculture work, both of rice field in the flat areas, and vegetable fields in the mountainous areas are solely done by the Burmese and the Karen, who usually lives in the working fields, and the Thai farmers do not work on the farm at all, but merely control and inspect the Burmese workers. In construction, sales shop, etc., such division of labor between the Burmese and the Thai are almost in the same situation. They have no official passport of immigration office, and they are illegal in this sense, but they have many kinds of Work Permit Card by the special employment policy of the Thai government, and they are semi-legal in this sense.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,514	330,000	1,430,514
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
総計	3,400,514	1,020,000	4,420,514

研究分野：労働経済学、社会経済学、地域経済学
 科研費の分科・細目：外国人労働、地域経済、タイ地域研究
 キーワード：タイ、外国人労働者、移動・労働・生活

1. 研究開始当初の状況

(1) 外国人労働者に関する先行研究はすでに多数あるが、その多くは、欧米先進国に移動・移住した外国人労働者に関する理論的、実証的な研究であり、欧米先進国以外のアジア等の中進国・途上国の外国人労働者の移動、労働、生活に関する理論的、実証的な研究は少ないように思われる。最近では、アジアの中進国、途上国の外国人労働者の研究もやや増えてきたと思われるが、とくに理論的には、欧米先進国の枠組みに依存しており、アジアの現実から乖離している事例も多い。そこで、アジアの外国人労働者の研究は、アジア的な現実をふまえて、時と場所にふさわしい理論的枠組みを作る必要があると思われる。

(2) 当代表者は、たまたま、欧米、アジアの諸国におけるアジア人労働者の越境的な労働と生活の実態に関する調査研究を目的とした科研基盤 A (研究代表者 佐々木衛氏、2003-2006年)に参加する機会にめぐまれた。そして、その科研プロジェクトで、タイの外国人労働者の調査研究を担当することができた。調査地域としては、タイ湾東岸部チョンブリー県および周辺諸県を選んで、当地域のラオス、カンボジア、ミャンマーという周辺隣接国3国の労働者を主たる対象者として、農業、漁業、作業所等の労働や生活の現場において、調査研究を行うことができた。そのような調査研究の過程において、これら3国の中で、ミャンマー人労働者が圧倒的に多く、タイ全体でみると100万人以上に達することを知った。

(3) そこで、そうした数年間のタイ湾東岸部での3国の労働者の調査研究経験をふまえて、とくに、タイの外国人労働者の中で最大数を誇るミャンマー労働者に焦点をあてて、個人的な科研プロジェクトを企画、申請したところ、幸いにも、科研基盤 C に採択された

(2007 - 2010年)。この科研プロジェクトでは、その主要対象地域として、ミャンマー人が最も移動、流入し、集結するとみられるタイ・ミャンマー国境のタイ側の諸県を重点的地域に選んで、彼らの移動経路、労働条件、生活状況等についての調査研究を行うこととした。

(4) 初年度の2007年には、まず、タイの北西部に位置する国境諸県の広域的な地域を対象にして、一般的な状況の観察、フリー・インタビュー等の予備調査を行った。その結果、ターク県が彼らの一大集結地であり、その業種も多様であることを知って、ターク県を集中的な調査の対象地に選んだ。中でも工場労働者が集結する国境の市、郡のメーソートを主要対象地域としながら、農業労働者に関しては、彼らが集中して労働し、生活する南北の農村部の郡をも対象地域に加えた。さらに、ミャンマー労働者の多様性を比較検討するために、他の集結地であるタイ湾沿岸サムットサーコーン県の繊維工場、漁村等も訪問し、観察、聞き取り調査等を行って見た。

2. 研究の目的

(1) まず、ターク県のミャンマー労働者の労働と生活のより複雑な状況とその規定要因とを探ることを第一の目標とした。予備調査の結果では、彼らの就業業種はかなり多様であり、また、特に農業などがその例だが、業種ごとに就業場所が一か所に集中しているわけではなく、広域に分散している例もあつた。そこで、各種の業種に応じて、労働者の労働、生活の地域をなるべく複数とし、広域的に選ぶこととした。

(2) 予備調査では、彼らのタイでの法的立場は完全な不法から労働法上の被雇用者まで多様であるが、正規の労働許可証は所持しないような不法労働者も多いことを知った。そ

ここで、彼らの法的資格の有無に注意しながら、半合法的な各種の労働許可証を保持するような労働者だけでなく、それを保持しない不法労働者をもなるべく多く調査対象に加えることとした。そして、彼らとは、なるべく労働や生活の現場で直接に面接をして、その場で現実感をもって、移動、労働、生活の実情を聞取るように心がけた。

(3) 業種としては、先行研究の多い工場労働者、政治的難民はもちろんだが、それだけでなく、農業、建設業、店員等のサービス業をも広く対象とすることとした。なお、予備調査では、しばしばマスコミでとりあげられる政治的難民の観察、聞き取り等の調査も行ったが、他の業種の労働者とは異なる特殊ケースだと理解し、本調査の対象からは外すことにした。

(4) このように多様な業種を調査対象とした結果として、その調査対象地もまた、ミャンマーと国境を接する地域のメーソート市・郡だけでなく、ターク県全体の広域にまで広げることとした。とくに農業の場合は、ミャンマー労働者の働く田地、畑地が県全体に広がるので、メーソート市・郡はもちろん、県の南北の諸郡にまで拡大することとした。

3. 研究の方法

(1) 初年度は予備調査を行い、ミャンマー労働者に関する一般的な情報をうるとともに、集中的調査の対象地域として特定の県を選べるように、特定地域の情報をうることをも心がけた。そのために、複数の NGO 組織と接触し、労働者の一般的、地域的な説明を受けて、労働者と面接し、聞き取る際の基礎的な知識をうることができた。また、労働者関係の公官庁の出先や事務所も訪問して、必要な予備的情報をえた。

(2) 次年度、2008 年度の本調査の際には、労働者への現場での面接調査は、とくに不法工場労働者の場合、ラポール（信賴関係）があることが必須条件なので、ミャンマー人労働者支援 NGO のスタッフによる全面的協力をえた。この調査では、調査票による指示的調査とフリー・インタビュー調査による非指示的調査とを並行して行った。前者の調査票の調査・収集は、言語やラポールの問題があるため、同行した NGO スタッフに依頼した。その結果、600 部程度の回収を行い、集計することができた。そして、当研究代表者及び研究協力者自らは特定個人に対して自由聞き取り調査を行う、という分業体制をとった。予算の関係で 2 週間ほどの調査日程しか組めなかったが、かなりの成果があったと思われる。

(3) 続く 2009 年度、2010 年度には労働者の

労働や生活の現場を訪問して、やや不足している工場労働者対象の調査票調査を補足しながら、フリー・インタビュー調査を集中的に行い、不足している情報を聞き取り、追加補足する作業を行った。また、前年度は十分でなかった公官庁の訪問をも重点的に行なった。労働省、工業省、農業省等の出先機関、および、県庁、郡役所、市役所等で、不足しているデータ、資料を追加収集し、また、職員の人々に直接聞き取りをして不足情報を追加することができた。とくに労働許可証の申請・交付を行う労働局出先機関は頻繁に訪問した。さらに、2010 年度は、労働法的措置による労働許可証の所持だけでなく、入国管理法的措置によるパスポートの所持をも義務付ける新制度が開始されたので、入国管理局、パスポート申請下請け組織、等を訪問して、情報をうる努力を行った。また、当県の経済界の外国人労働者への態度を知るために、商工会議所を訪問して、データ、資料をえたが、工場経営者の会員が少ないため、あまり詳しい情報はえられなかった。

(4) 労働現場だけでなく、生活・居住の現場での聞き取りも多かったため、居住コミュニティの状況についても観察、聞き取りをすることができた。とくに 2008 年、2009 年度のカレン族農業労働者のコミュニティでの調査は彼らの民族的特徴の理解にとって有効だった。

(5) また、彼らの国境移動については、多数の越境インフォーマル・ゲート（不法通過点）の存在と、そこでの人・モノの自由で不法な越境の流れについても観察、聞き取り調査を行うことができた。論文等の成果はないが、少なくともその聞き取り記録は科研報告書に掲載した。

4. 研究成果

(1) まず、研究成果は、科研報告書『タイにおける外国人労働者の移動・労働・生活』（2007 2010 年度補助金研究成果報告書、2011 年 3 月：170 頁）として簡易印刷報告書にまとめた。なお、同報告書には、研究協力者のそれも含めて、主要な掲載作品として、報告論文 1 点（「タイ国境地帯におけるミャンマー人労働者の労働と生活」40+7 頁）、個別論文 2 点（各 20 頁、5 頁）および、調査票集計表（36 頁）、自由聞き取り記録（62 頁）、が含まれる。

(2) 同報告書は、産業・労働等の一般的統計や調査票集計表の分析を主体とした内容であるが、特定の県、郡の労働者の調査報告としてはそれなりの存在意義があろう。とくに特定地域の 600 部におよぶ調査票の集計結果の分析は他に事例がなく、この点では一定の

評価を受けるべきだろう。しかし、同報告書にはまだ十分にふれられていないテーマもある。たとえば、下記に記すように、外国人労働者受け入れの制度的な問題点やその変化である。

(3) 上記の個別論文 1 点は、雑誌掲載(予定)論文であり、別途、雑誌に掲載される。学会報告では、国際開発学会、東アジア地域研究会、日本タイ学会等で報告を行い、その一部を論文に作成した。このうち、とくに、カレン族の調査研究は一定の意義を有すると思われる。

(4) ただし、以上のような報告書、論文ではまだ十分に検討していない点は何点がある。たとえば、2010 年からのミャンマー人労働者に対する許可制度の制度的変化である。これまで、彼らは、労働法的措置にもとづき交付された労働許可証(Work Permit Card)を所持するのみで、入国管理法的措置により交付されたパスポートの所持、ビザの取得等はなかった。その点では、労働許可証労働者の存在は半合法的待遇だったといえる。ところが、2010 年から、ラオス人、カンボジア人と同様に、ミャンマー人労働者にもパスポートの発行が義務付けられ、入国管理法をもふまえた合法的な制度に切り替わった。これによってタイ国の隣接国外国人労働者に対する法的措置はいわば国際法の上でも問題がなくなった、といえよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

北原淳・タンタンアウン「ミャンマー(ビルマ)のディアスポラ：国境地帯のカレン族の事例」『社会学雑誌』(神戸大学)27号、1910年(遅滞、1911年発行予定)。

〔学会発表〕(計 3 件)

タンタンアウン「平和と地域開発 - ミャンマー(ビルマ)・タイ国境地帯の事例」(2009年11月、国際開発学会)

タンタンアウン・北原淳「ミャンマー、タイ国境地帯における移動労働 - メーソート調査を中心に」(2008年12月、東アジア地域研究会)

北原淳「タイ国境ミャンマー人労働者の多様性 - 「国連的難民言説」を超えて」(2010年7月、日本タイ学会)

〔図書〕(計 0 件)

(〔その他〕欄の「簡易印刷書」を参照)

〔その他〕

・「簡易印刷書」

科研報告書『タイにおける外国人労働者の移動・労働・生活』(2007-2010年度科学研究費補助金(基盤研究 C)研究成果報告書、2011年3月：170頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北原 淳 (KITAHARA ATSUSHI)

龍谷大学・経済学部・教授

研究者番号：30107916